新型コロナウィルス感染症に関する当基金の取り組みについて:続報

2020年4月7日

自動車振興会企業年金基金 事務局

平素より当基金運営に対し格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、世界的に『新型コロナウィルス感染症拡大に対する防止措置』が厳格化される中、日本におきましてもいよいよ本日の夜には、法律に基づいた『緊急事態宣言』が発せられる予定となっております。

当基金の実施事業所並びに加入者の皆様におかれましても、こうした状況への対応にご苦労が続いていることと 推察申し上げます。

こうした情勢に鑑みまして、当基金事務局におきましても『新型コロナウィルス感染症の予防および感染拡大のための対策』を、去る2月26日より2度に亘って<暫定的に実施>してまいりました。

しかし、既述の通り、状況は過去ひと月強と比較して一段と緊迫の度を増していると認識致しております。

よって、当基金では<「感染の拡大/防止」=「人と人との接触を極力避ける」>との観点から、追加を含めた 以下の取り組みを、暫定的に5月8日まで継続実施することと致します。

1) 時差通勤 <5月8日まで暫定的に実施>

公共交通機関利用者のラッシュ時を回避した時差通勤を以下の概要にて実施いたします

業務のコアタイム: 10:00~16:00

(上記コアタイム以外では担当者との連絡がつきにくくなることが予想されます)

※電子メールを中心に、コアタイム内での電話(FAX)等による対応は従来通り実施いたします

- 2) 追加:「事務職員の交代勤務」による事務局運営 <5月8日まで暫定的に実施>
 - ① 事務職員を2チームに分離(仮に、いずれかに感染者が出た場合でも事務局運営を継続するため)
 - ② 原則として、この2チームが「交代制で勤務」: 勤務日や勤務時間帯で交代し極力重複を回避
- 3) 貴実施事業所・当基金事務所間における往来の抑制 <5月8日まで暫定的に実施> 当事者相互の感染防止に努めるため、相互の往来の頻度抑制・自粛にご協力ください
- 4) マスクの着用/手洗い・うがいの励行 <5月8日まで暫定的に実施> 上記の機会に限らず、基金の業務遂行中においてもマスクの着用/手洗い・うがいを励行します 特に、マスク着用は面談の際には失礼にあたる虞もありますが、事情ご賢察の上ご容赦願います

以上の通り、今回も暫定的に『5月8日まで』この対応期間を延長させて頂きますが、これまでと同様に変更があった際には改めてご連絡申し上げる所存です。

既述の取り組みにて対応させて頂きます期間中、実施事業所ならびに加入者の皆様方にはご不便・ご迷惑を お掛けして誠に恐縮ではございますが、ご理解・ご協力のほど何卒宜しくお願い申し上げます。